

議案第34号

大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例案

大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「300円」を「360円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

法円坂駐車場ほか18駐車場の一時駐車料金の上限額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立駐車場条例 (抄)

(利用料金)

第6条 省 略

2 省 略

3 一時駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。一時駐車料金の額を変更しようとするときも同様とする。

(1) 大阪市立東長堀バス駐車場及び大阪市立長堀バス駐車場（以下これらを「バス駐車場」という。）以外の市立駐車場 駐車時間30分までごとに300円  
360円

(2) 省 略

4 - 10 省 略